

ホール使用料

(単位 円)

区分		平日					
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
入場料等を徴収しない場合		8,210	13,120	16,970	21,340	30,090	38,310
入場料等を徴収する場合	500円以下の場合	12,320	19,690	25,460	32,010	45,140	57,470
	500円超1,000円以下の場合	16,420	26,250	33,940	42,680	60,190	76,620
	1,000円超3,000円以下の場合	20,530	32,820	42,430	53,350	75,240	95,780
	3,000円を超える場合又は、営利、営業、宣伝等を目的とする場合	24,640	39,380	50,910	64,020	90,290	114,930
区分		土・日・休日					
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
入場料等を徴収しない場合		9,810	15,910	20,810	25,730	36,730	46,540
入場料等を徴収する場合	500円以下の場合	14,720	23,870	31,220	38,590	55,090	69,820
	500円超1,000円以下の場合	19,630	31,820	41,630	51,450	73,450	93,090
	1,000円超3,000円以下の場合	24,540	39,780	52,040	64,320	91,820	116,360
	3,000円を超える場合又は、営利、営業、宣伝等を目的とする場合	29,440	47,740	62,440	77,180	110,180	139,630

諸室の使用料

(単位 円)

区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
特別会議室	3,190	4,260	5,120	7,450	9,380	12,580
大会議室1	3,190	4,260	5,120	7,450	9,380	12,580
大会議室2	3,190	4,260	5,120	7,450	9,380	12,580
会議室301	1,270	1,700	2,120	2,980	3,830	5,110
会議室401	1,270	1,700	2,120	2,980	3,830	5,110
会議室501	1,270	1,700	2,120	2,980	3,830	5,110
和室1	950	1,270	1,700	2,230	2,980	3,930
和室2	1,270	1,700	2,120	2,980	3,830	5,110
楽屋1	630	840	1,270	1,480	2,120	2,760
楽屋2	630	840	1,270	1,480	2,120	2,760
楽屋3	410	630	840	1,050	1,480	1,900

控室	630	840	1,270	1,480	2,120	2,760
調理室	1,590	2,120	2,550	3,710	4,680	6,270
スタジオ	950	1,270	1,700	2,230	2,980	3,930
ミキシングルーム	950	1,270	1,700	2,230	2,980	3,930

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 2 入場料等を徴収する場合の使用料の区分は、1人当たりの入場料等の最高額による。
- 3 入場料等を徴収する場合とは、入場料、会費、寄附金等名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価を徴収することをいう。
- 4 練習又は準備のためホールのステージだけを使用する場合の使用料は、入場料等を徴収しない場合のホールの使用料の額に100分の30を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 使用時間の超過許可を受けた場合の1時間当たりの超過使用料は、使用目的にかかわらず次のとおりとする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは切り捨て、当該使用時間に1時間に満たない端数があるときは1時間として計算する。

時間の区分	超過使用料の額
午前9時以前又は正午から午後1時まで	使用料の表の午前9時から正午までの欄に定める使用料の額に100分の30を乗じた額
午後5時から午後6時まで	使用料の表の午後1時から午後5時までの欄に定める使用料の額に100分の30を乗じた額
午後10時以後	使用料の表の午後6時から午後10時までの欄に定める使用料の額に100分の30を乗じた額

- 6 テレビ、ラジオ等の公開放送、公開録画及び公開録音等を目的とし、ホールを使用する場合の使用料は、3,000円を超える場合又は営利、営業、宣伝等を目的とする場合を適用する。
- 7 物品の展示、販売その他の営利、営業、宣伝等を目的とする場合及びテレビ、ラジオ等の公開放送、公開録画、公開録音等を目的とする場合において諸室を使用する場合の使用料は、当該使用時間に係る使用料の額に100分の300を乗じて得た額とする。
- 8 調理室の使用料には、ガス代を含むものとする。
- 9 使用者が特別な設備を施して、電気、ガス、若しくは水道を使用する場合又は特に電気、ガス、若しくは水道を多量に使用すると認められた場合は、この表の使用料のほか実費相当額を徴収する。

冷暖房使用料

(単位 円)

区分	冷房 (1時間当たり)	暖房 (1時間当たり)
ホール	2,660	2,660
大会議室1	530	530
大会議室2	530	530
その他諸室	210	210

備考

使用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。

附属設備使用料

(単位 円)

区分	名称	単位	使用料	備考		
ホール	舞台設備	所作台	一式	1,590		
		平台	1台	100		
		箱足	1個	50		
		フェルト毛氈	1枚	310		
		高座用座布団	1枚	50		
		金屏風	1枚	530		
		銀屏風	1枚	530		
		演台	1台	530		
		花台	1台	100		
		司会者卓	1台	100		
		プログラムスタンド	1台	100		
		国旗	1枚	100		
		市旗	1枚	100		
		指揮者台	1台	100		
		指揮者用譜面台	1台	100		
		奏者用譜面台	1台	100		
		吊物バトン	一掛	100		
		客席バトン	一掛	100		
		スクリーン	一式	530		
			音響反射板	一式	3,190	
ホール	舞台照明	フットライト	1回路	210		
		ローアーホリゾンライト	1回路	310		
		ボーダーライト	1回路	310		
		アッパーホリゾンライト	1回路	410		
		サスペンションライト	1台	310		
		客席サスペンションライト	1台	310		
		センターピンスポットライト	1台	1,050		
		ミラーボール	1台	310		
		照明用スタンド	1本	100		
		照明用スポット	1本	100		
		フィルター (回路)	1回路	実費	現在40円	
		フィルター (枚数)	1枚	実費	現在10円	
			舞台用持込電気器具	1台	410	
		ホール	舞台音響	拡声装置(マイク2本付)	一式	2,120
コンデンサーマイク	1本			840		
ダイナミックマイク	1本			530		
ワイヤレスマイク	1本			530		
ワイヤレスピンマイク	1本			530		
シュアマイク	1本			530		
ブームスタンド	1本			100		

映写室	はね返りスピーカー	1台	530	
	グランドピアノ	1台	2,120	
	舞台音響用持込電気器具	1コンセント	210	
	映写機(16m/m)	1台	5,330	
	スライド映写機	1台	1,590	
	MDプレーヤー	1台	530	
	CDオートマチック・チェンジャー	1台	530	
大会議会	拡声装置(マイク2本付)	一式	530	
	ワイヤレスマイク	1本	530	
	演台	1台	210	
	花台	1台	100	
スタジオ	アップライトピアノ	1台	310	
	ギターアンプ	1台	100	
	ベースアンプ	1台	100	
	ヘッドホン	1個	50	
	コンデンサーマイク	1本	840	
	ダイナミックマイク	1本	530	
ミキシングルーム	ミキサー	1台	530	
	録音装置	一式	530	
その他	ユニットバス	一式	310	
	展示用ハンガー	1本	50	
	展示ケース(大)	1台	310	
	展示ケース(小)	1台	100	
	展示パネル	1枚	100	
	スライド映写機	1台	1,590	
	OHP	一式	1,050	
	ビデオプロジェクター	1台	2,270	
	スクリーン(移動用)	一張	250	
	TVモニター	1台	210	
	DVDレコーダー	1台	210	
	持込電気器具	1コンセント	210	舞台用以外

備考

- 1 附属設備使用料は、午前(9時から正午まで)、午後(1時から5時まで)、夜間(6時から10時まで)のそれぞれの使用時間を1区分とし、1日は3区分として計算する。
- 2 ピアノの調律料は実費を徴収する。
- 3 繰上げ又は延長使用に係る使用料は、超過した1時間につき基本料(1区分)に100分の30を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。なお、当該使用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。

(令和6年1月1日規則改正)